

危業第516号
平成22年11月11日

各都道府県消防主管部長 様
各消防本部消防長 様

危険物保安技術協会
理事長 寺村 映
(公印省略)

ガソリン携行缶の回収状況等について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から当協会の業務につきましては、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、「ガソリン携行缶の漏えい事案に関する情報提供について」（平成22年4月16日付け危業第181号）にて、ガソリン携行缶からのガソリン漏えいに関する情報を提供していたところではありますが、今般、ガソリン携行缶輸入業者から漏えいが発生した携行缶と同一ロットの携行缶の回収状況等についての報告がありましたので、下記により情報提供を行います。

記

1 ガソリン携行缶輸入業者

愛知県津島市高台寺町尼ヶ御堂70番地
ユニオン産業株式会社
代表取締役 上杉孝志

2 回収の対象としているガソリン携行缶

型番 TU-20
容量 20リットル
ロットNo. 100121 (該当948缶)

注) 危業第181号では972缶としましたが、その後の調査で948缶と確定されました。

3 ガソリン携行缶からのガソリン漏えいの原因及び自主回収の状況

(1) ガソリン携行缶からのガソリン漏えいの原因

同社からの報告によれば、市場に流通したガソリン携行缶からガソリンが漏えいするに至った原因は次に示すとおりです。

ア ガソリン携行缶からガソリンが漏えいした直接の原因は、ガソリン携行缶のサイドシームの溶接を行う溶接機に不具合が発生し、サイドシームに溶接不良が生じたことによります。



イ 溶接機に不具合が発生した際に溶接されたガソリン携行缶は、全数を対象とする気密検査（検査圧力50 kPa）で20缶と確認されており、これらの缶は本来であれば廃棄されるものでしたが、このうち7缶（スクラップの重量が7缶分不足していたため）が、従業員の不注意等の要因により次の塗装工程に混入したものと推察されます。

(2) 自主回収の状況

平成22年11月6日現在の自主回収の状況は以下に示すとおりであり、前(1)イに示す7缶は回収されましたが、同社では念のため未回収のガソリン携行缶についても継続して回収することとしています。

回収数 821缶

内訳	回収後の気密検査で異常のない缶	814缶
	回収後の気密検査で異常のあった缶	5缶
	市場でガソリンの漏えいした缶	2缶

未回収数 127缶

担 当
危険物保安技術協会
業務部業務課 和田、松坂
TEL 03-3436-2353
FAX 03-3436-2251